

令和元年 12月3日
府議資料

災害時等における情報の放送に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と、狛江ラジオ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における情報の放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合又は重大な犯罪が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための放送について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害等情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対して速やかに災害及び重大な犯罪に関する情報（以下「災害等情報」という。）を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 前条の要請は、災害時等の放送要請書（別記様式）により、メール又はファクシミリを用いて要請するものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等にて要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、前条の要請があった場合は、通常の番組に優先して災害等情報を放送する。
- 3 乙は、甲に対して災害等情報の提供を求めることができる。

（放送の内容）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けた放送の形式は、乙の判断によるものとする。

（情報の活用）

第5条 乙は、第2条の規定にかかわらず、甲がインターネットや広報紙等で発信した災害等情報について、放送することができるものとする。

（情報発信責任）

第6条 甲が提供した情報の内容に関する責任は、甲が負う。また、乙が作成した情報に関する責任は、乙が負う。

(市庁舎に設置する放送設備)

第7条 甲は、乙が市庁舎に設置する放送設備（以下「庁舎放送設備」という。）の使用に関する協力する。

2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、甲が行政財産の使用を許可した場所において設置する庁舎放送設備の維持及び原状回復に要する費用を負担する。

(放送体制の維持)

第8条 甲及び乙は、乙の施設が災害等により災害等情報の放送ができない場合又は放送設備に不足が生じる場合には、甲の設備を使用し、放送体制の維持に努めるものとする。この場合において、要した費用等については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(経費)

第9条 乙は、甲の要請に基づく災害等情報の放送に要する費用を甲に請求しない。

(協力体制の整備)

第10条 災害時等における相互協力体制を円滑なものとするため、甲及び乙は、平時から必要に応じて情報の交換を行うとともに、甲又は乙が防災訓練等を実施する場合は、お互いに積極的に協力するよう努めるものとする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する要請を円滑なものとするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、隨時更新する。

(連絡責任者)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては局長の職にあたる者を当該連絡責任者とする。ただし、乙にあって局長が不在のときは編成担当の職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(守秘義務)

第13条 乙は、この協定に基づく放送を行うに当たって知り得た機密情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第15条 甲及び乙は、相互に相手方が正当な理由なくして本協定に違反したときは、文書によって通告し、この協定を解除することができる。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

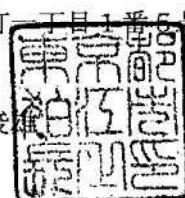
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年11月27日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊輔



乙 東京都狛江市中和泉二丁目6号

狛江ラジオ放送株式会社

代表取締役 松崎

